

「第3図(5) 第3核燃料倉庫 台車及び電動リフト使用エリア図」について

2021.11.25 MNF

保安規定「第3図(5) 第3核燃料倉庫 台車及び電動リフト使用エリア図」から、ロードチャンネル用台車(5)に係る制限についての注釈を削除する根拠は以下のとおりです。

第3核燃料倉庫の貯蔵室(1)には、NPC型輸送物又はTNF-XI型輸送物が一時的に置かれるが、ウラン量が多く臨界上厳しいNPC型輸送物について、7次設工認においては内容容器に75kgUO<sub>2</sub>を設定するのではなく、理論密度10.96g/cm<sup>3</sup>のUO<sub>2</sub>を仮定したモデルで臨界計算をしており、輸送容器の内容容器の質量制限の記載は不要となったため、削除しました。

また、設工認においては、輸送物はお互いに密着させたモデルで臨界計算しており、壁からの距離を30.5cmより小さく配置した場合には、輸送物間に隙間ができ、中性子実効増倍率が小さくなるので、壁からの距離30.5cm以上の記載は不要なので削除しました。

輸送物配列(10行14列以下)については置場の物理的空間(7次設工認では物理的空間に基づき10行8列で評価)から、2段以下はクレーンの構造から担保できることから記載を削除しました。

(添付図参照)

以上

枠囲みの範囲については、核物質防護に係る情報に属するものがあるため、一部又は全部公開できません。